

## 県内市町村の再生可能エネルギーの 事前配慮に関する対策の動向

傘木宏夫（理事、NPO 地域づくり工房代表）

11月22日、G20サミットで菅義偉首相は2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする目標と決意を示しました。これを受けて河野太郎規制改革担当大臣は再生可能エネルギー（以下、再エネ）に係る環境影響評価等の各種規制を緩和すべく、関係省庁に圧力をかけています。

しかし、FIT（再エネ固定価格買取制度、2012年7月施行）と各種規制緩和措置のアクセルばかりで、ブレーキを用意しなかったため、各地で再エネをめぐる反対運動も起きています。こうした中、地域社会への配慮を事業者に促す役割が自治体に求められていることから、県内市町村における再エネ開発に際しての事前配慮を促す手続きを定めた条例や要綱等の整備状況を調べました（調査結果一覧は2～3面）。

### 1. 国における取組み

#### （1）FIT法の改正（2017年4月施行）

各地でのトラブルや未稼働案件の多発を受けて、国はFIT法を改正し、適切な事業実施を確保するために、新たな認定制度を創設しました。一例では、同一地域での分割禁止をはじめ、保守点検や設備廃棄などに関する審査基準を厳格化しました。

#### （2）環境影響評価法の改正

環境アセスメントの対象事業に、大型風力発電（2012年10月施行）と、大型太陽光発電（2020年4月施行）を追加してきました。しかし、対象となるような大型設備はやりつくした後のことでした。なお、環境省では小規模太陽光発電を想定したガイドラインも公表しました（同3月）。

### 2. 長野県における取組み

#### （1）環境影響評価条例

県は、国に先行して条例の対象に太陽光発電を追加（2016年1月施行）し、第1種事業（必ず手続きを実施）は敷地面積50ha以上、第2種事業（個別に実施を判断）は森林区域等における敷地面積20ha以上としました。

#### （2）景観規則の改正

景観法に基づく長野県景観規則を改正し、景観区域において事前届出の必要な太陽光発電の規模要件を一般地域（築造面積1,000㎡以上）、景観育成重点地域（20㎡以上）としました。

#### （3）林地開発許可

長野県林地開発事務取扱要領等を2015年9月以降順次改正し、関係機関や地元を含む調整会議を開催する規模要件を50haから10haに強化するとともに、地元説明会の適切な開催や地元を含む協定書締結について明記しました。

#### （4）防災調整池等技術指針等の改定

森林法または都市計画法に基づく「流域開発に伴う防災調整池等技術基準」を改定し、10ha以上の全ての開発行為に対して、対象降雨確率を「30年に一度の降雨」から「50年に一度の降雨」に引き上げました（2015年9月適用）。併せて県内の降雨強度式を近年の降雨状況を反映させ改正を行いました（2016年4月）。

#### （5）市町村対応マニュアルの整備

住民の不安等に対応できるよう「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル～地域と調和した再生可能エネルギー事業の促進～」を公表しました（2016年6月）。

### 3. 県内市町村の取組み

#### （1）調査方法

インターネット検索により各市町村の施策を把握し、情報の不足は長野県「太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果（2016年1月末現在）」から補完しました。そのため直近の情報等が不十分である可能性もあります。

## (2) 調査結果

調査の結果 78%にあたる 60 市町村で条例や要綱、ガイドライン等の何らかの対策を講じていることがわかりました。また、その時期をみると、この 1~2 年に集中しており、既にガイドライン等があったところでは条例化の動きも見られます。

対象とする事業は、太陽光に限定 (25 件) せず、幅広く再エネを網羅したもの (20 件) もあります。また、個別対策ではなく、従前からの開発行為 (土地改質や工作物の設置等) への対策に位置付けているもの (15 件) も少なくありません。

条例等で規定している手続等で最も多いのは、届出と住民説明 (ともに 48 件) で、次いで事前協議 (44 件) でした。表には記載していませんが、撤去に向けた費用の積立の努力を求める規定のある町村も 2 件ありました。

表 2 : 調査結果総括表

区分		市	町	村	計
対策	あり	18	20	22	60
	なし	1	3	13	17
対象	太陽光発電	12	8	5	25
	再エネ全般	4	9	7	20
	開発一般など	2	3	10	15
根拠	条例	6	11	19	36
	要綱・規則等	4	3	1	8
	ガイドライン等	3	6	2	11
	景観計画等	2	0	0	2
手続等	許可	1	5	6	12
	同意	0	1	2	3
	届出	17	15	16	48
	抑制区域	3	8	9	20
	住民説明	13	19	16	48
	事前協議	10	16	18	44
	協定締結	3	7	7	17
	立入調査	2	5	5	12

## (3) 長野市での条例化

### ①ガイドラインから条例化への変更点

長野市では、2015 年 9 月策定のガイドラインにより対応してきましたが、新たに条例化しました (今年 4 月施行)。条例化の要点は以下の通りです (表 3)。運用の厳格化を図っています。

### ②パブリックコメントの概要

新条例「長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例」案に対するパブリックコメントでは、13 件の意見が提出されました。

意見の中には小規模設備が住宅地の中や急傾斜地等への設置の問題が指摘され、市は条例化がそれに対応するものであることが説明されました。

表 3 : 条例化に伴う変更点

区分	ガイドライン	条例
1 届出対象の拡大	出力 50kW 以上	出力 20kW 以上
2 事前協議	規定なし	砂防指定地等での事業及び事業区域面積が 3,000 m <sup>2</sup> 超
3 説明会の参加対象	事業区域の隣接住民	事業区域境界から 50m 以内の住民等
4 説明会の説明事項	事業内容の周知	説明事項を具体的に規定
5 近隣住民との協議	規定なし	隣接住民等の意見への協議を規定
6 勧告等	規定なし	勧告及び勧告に従わない際の公表等

また、住民同意の義務化を求める意見も数件ありましたが、市からは「裁判所の判例などから難しい」との考えが示されました。

## 4. まとめ

国が再エネに係る規制緩和を推し進める中、地域社会では様々なトラブルに直面している現状があり、自治体はその対応に迫られています。

長野市条例案に対するパブコメに見られるように厳しい制限を求める声もあります。こうした住民感情に添えて、木曾町・麻績村・山形村では首長の同意を求める規定を条例化しています。しかし、長野市の回答にもあるように、法的な根拠に乏しいため、実効性には疑問があります。

私有財産権は憲法で保障された侵害しがたい権利であり、放置状態にある山畑や遊休地などを、再エネに活用したいという土地所有者の思いも尊重される必要があります。

住民説明の機会を通じて、利害関係者の相互理解が図られることが大切です。今後は、市町村での対策が蓄積される中で、そうした経験が交流されることを期待したいと思います。

再エネの普及が持続可能な社会の建設に寄与するものとなるためには、地域社会における学習と対話を通じて、適切な整備に向けた努力が重ねられていく必要があります。

(かさぎひろお)

## 研究所だより 第166号

発行日：2021年1月22日 (12月&1月合併号)  
 発行者：長野県住民と自治研究所 (担当：傘木宏夫)  
 事務局：NPO地域づくり工房  
 長野県大町市仁科町 3302 (〒398-0002)  
 Tel&Fax.0261-22-7601 E-Mail:jitiken@omachi.org  
 郵便振替口座 00570-1-80805 長野県住民と自治研究所